

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部
有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業
—科研費—等の使用に関する不正防止計画に係る要領

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
事務局長 陶山 正徳 制定
平成28年 9月27日

(目的)

- 第1条 この要領は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業—科研費—等の研究実施規程第2条第2項に基づき、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、財団全体の状況を体系的に整理・評価し、当該要因に対応する具体的な不正防止計画を策定・実施するための要領として定めるものである。
- 2 最高管理責任者は不正防止計画に率先して対応し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(防止計画推進部署)

- 第2条 管理課を防止計画推進部署とする。防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに、不正防止計画をはじめとする財団全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、また有機光エレクトロニクス部の主体的な不正防止対策の実施を促し、実施状況を確認する。
- 2 統括管理責任者及び防止計画推進部署は、不正防止計画の策定にあたって、具体的な不正を発生させる要因を把握する際には、財団全体の幅広い関係者にヒアリング等を行い、同時に実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促すこととする。
- 3 不正防止対策の実施にあたっては、規程等の見直し及び関連職員等への指導等を行う。
- 4 実施状況の確認はモニタリング等により行う。

(不正防止計画)

- 第3条 財団における具体的な不正を発生させる要因と当該要因に対応する具体的な不正防止計画は別紙のとおりである。

(見直し)

第4条 不正防止計画は、モニタリングの結果等を活用し、定期的に見直しを行う。

附則

この要領は、平成28年 9月27日から施行する。

別紙

要因	不正防止計画
同一業者、同一品目の多頻度取引が発生する可能性がある。	同一業者、同一品目の多頻度取引を制限若しくはより厳格な監査の対象とするための規程等の整備又は合理的な理由なく同一業者、同一品目の多頻度取引を行わないよう関連職員等に指導すること等を検討し、必要に応じて実施する。
検収業務の形骸化が発生する可能性がある。	検収手順等をより具体的に規程等で定めること又は検収業務の趣旨を関連職員等に啓発すること等を検討し、必要に応じて実施する。
業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用が発生する可能性がある。	持ち帰りや反復使用を防ぐための方策を規程等で定めること又は持ち帰りや反復使用の可能性について関連職員等に啓発すること等を検討し、必要に応じて実施する。
出張の事実確認等が行える手続きが不十分となる可能性がある。	用務先に対する照会を含め、出張の事実確認等の手続きの厳格化等を検討し、必要に応じて実施する。
個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境となる可能性がある。	職場環境の実態を把握し、問題があれば改善するための仕組みの構築等を検討し、必要に応じて実施する。